

## 全てのケアラーに対する包括的な支援の推進に向けた法的枠組みの整備等を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担うケアラーの負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーは、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な負担、そして学びや就業の機会喪失等の様々な問題を抱えている。

このような状況の中、子ども・若者育成支援推進法の改正により、家族の介護等を過度に行っているヤングケアラーに対しては、国及び地方公共団体が必要な支援を行うことが明記されたところである。しかしながら、ケアラーは子ども・若者に限られるものではなく、働きながら家族等の介護に従事するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の要介護者を介護する高齢のケアラー等、多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、経済財政運営と改革の基本方針2025において、年代や就労の有無を問わず、ケアラーへの地方公共団体の取組を支援することが明記されたが、現在の支援は、介護、障害、子育て等の制度の枠組みごとに分かれていることが課題となっている。また、ケアラー本人を対象とした支援は十分に行き届いておらず、地域や地方公共団体によって支援内容に差が生じており、ケアラー全体を対象とした法的枠組みの整備が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、孤立することなく、安心して生活し、就労や学び等への参加を継続できる社会の実現に向け、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 国において、ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講ずること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月6日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
(こども政策)

} 宛 (各 通)